

広島県告示第十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によって、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十二年一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施術所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
兼山 益大	安芸郡海田町 日の出町五番 二五号	堀越整骨院	安芸郡府中町青崎東 一九番三四号 ヴェ ルシャトー府中一〇 二号	柔道整復	平成二二年一 月二〇日
藤山 佳憲	廿日市市串戸 三丁目一二番 三号 西尾ビ ルA二〇一号	ふじやま鍼灸 接骨院	廿日市市串戸二丁目 一七番三七号	あん摩 マツサー ジ	平成二二年一 月二〇日
藤山 佳憲	廿日市市串戸 三丁目一二番 三号 西尾ビ ルA二〇一号	ふじやま鍼灸 接骨院	廿日市市串戸二丁目 一七番三七号	はり・ きゅう	平成二二年一 月二〇日
藤山 佳憲	廿日市市串戸 三丁目一二番 三号 西尾ビ ルA二〇一号	ふじやま鍼灸 接骨院	廿日市市串戸二丁目 一七番三七号	柔道整復	平成二二年一 月二〇日